

欧州委員会は食品に含まれる芳香族炭化水素系ミネラルオイル(MOAH)規制案をWTO 通報

(一財)化学研究評価機構
食品接触材料安全センター 石動正和

解説

・2026年3月11日欧州委員会は、食品に含まれる芳香族炭化水素系ミネラルオイル(MOAH)規制案をWTO 通報した。

・欧州では長い期間、食品接触材料を含め、炭化水素系ミネラルオイル(MOH)の規制案が検討されてきた。この中で、より発がん性の懸念のあるMOAHを規制する方向となった。

・今回のWTO 通報は食品に含まれるMOAHを規制するものであるが、欧州の食品接触材料規制は溶出量規制であることから、リサイクル(4)などにあるように、食品接触材料による影響を排除していない。

・ここで食品接触材料規制を検討する植物動物食料飼料常任委員会(SC-PAFF)毒性学安全性分科会FCM WGの直近の資料を確認すると、2025年2月6~7日、5月19~20日にMOH問題が審議されているが、その後のWGでは審議されていないことが分かる。このことから、FCMだけをターゲットとしたアプローチは行わず、食品に一体化したアプローチに見直された可能性がある。

・以上、欧州のMOH問題は食品事業者が適合性を最終確認する制度になると思われるが、食品接触材料からの影響(溶出量への寄与)について情報提供が求められる可能性がある。このとき参照すべきものとして共同研究センター(JRC)の資料がある。

JRC「食品及び食品接触材料中の炭化水素系ミネラルオイルのモニタリングに関するサンプリング、分析、データ報告の手引き - 第2版」2023年

<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/97cb92c2-d29e-11ed-a05c-01aa75ed71a1/language-en>

WTO 通報「G/TBT/N/EU/1195 シングルユースプラスチック飲料ボトル中の再生プラスチック含有量に関するデータの計算、検証及び報告に関する、そして欧州委員会施行決定 (EU) 2023/2683 を廃止する欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU) 2019/904 の適用に関するルールを定める欧州委員会施行決定」2026年3月9日

<https://epingalert.org/en/Search?documentSymbol=G/TBT/N/EU/1195&viewData=G/TBT/N/EU/1195>

内容の説明:この施行決定は、PET ボトル中の再生材含有量の計算、検証、及び報告に関する規則を定めている。EU 加盟国は、シングルユースプラスチック指令 (EU) 2019/904 第 6 条(5)に定められた再生プラスチック含有量目標への準拠を証明するため、これらのルールを適用する必要がある。このルールは、適用されるリサイクル技術によって異なる。PET のメカニカルリサイクルについては、EU 食品接触法規制 (食品接触成形品における再生プラスチック材料の使用に関する規則 (EU) 2022/1616) で既に確立されているシステムに基づいている。ケミカルリサイクルについては、マスバランス方式を適用する必要があり、ケミカルリサイクル業者は第 3 者機関による追加認証を受ける必要がある。リサイクル (選別を含む) が行われる地理的範囲は、第 1 条(1)における「再生プラスチック」の定義の一部である。

世界的なプラスチック汚染は、動植物の生命だけでなく、人の健康にも影響を及ぼしている。シングルユースプラスチック指令 (EU) 2019/904 は、特定プラスチック製品のポイ捨てが環境と人の健康に及ぼす影響を軽減し、プラスチック産業の循環性を高めるための措置を導入した。これらの措置には、EU 加盟国レベルでのシングルユースプラスチック飲料ボトルのリサイクル含有量の最低目標が含まれている。通知された措置は、これらの目標に貢献するリサイクルプラスチックが環境的に健全な方法でリサイクルされていることを保証する。これは、リサイクル含有量を促進することによる環境付加価値を維持し、不適切な廃棄物収集及び管理慣行や汚染物質の排出が、バージン材をリサイクル材に置き換えることによる持続可能性のメリットを損なう状況を回避し、人の健康又は安全の保護; 動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要である。

15) WTO 通報「G/SPS/N/EU/930 食品中の芳香族炭化水素系ミネラルオイルの最大許容濃度に関し規則 (EU) 2023/915 を改正する xxx 付欧州委員会規則 (EU) 草案」2026年3月11日~5月10日

<https://epingalert.org/en/Search/Index?countryIds=U918&viewData=G%2FSPS%2FN%2FEU%2F930>

内容の説明:本規則案は、木の実、野菜、海藻、豆類、油糧種子、穀類、ココア及びチョコレート製品、油糧種子用食品、油糧果実、動物性及び植物性油脂、木の実、豆類、穀類及び穀類由来製品、牛乳、乳製品、カカオ豆及びカカオ製品、香辛料、乾燥ハーブ、茶及びハー

グテイー、乳幼児用食品、栄養補助食品及び食品添加物における芳香族炭化水素系ミネラルオイルの最大許容濃度を定める。食品中の炭化水素系ミネラルオイルに関する欧州食品安全機関（EFSA）の最新のリスク評価結果を考慮し、芳香族炭化水素系ミネラルオイルの最大許容濃度は、高いレベルの人体健康保護を確保するために設定される。

施行予定日：本規則は、欧州連合官報掲載日から 20 日後に施行される。本規則は 2027 年 1 月 1 日から適用される。附属書に記載されている食品のうち、本規則の発効前に合法的に市場に出回ったものは、最低賞味期限又は消費期限まで市場に出回ることができる。

「食品中の芳香族炭化水素系ミネラルオイルの最大含有量に関し規則（EU）2023/915 を改正する xxx 付け欧州委員会規則(EU)…/…」

https://members.wto.org/crnattachments/2026/SPS/EEC/26_01382_00_e.pdf

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約を考慮し、

食品中の汚染物質に関する共同体手続きを定める 1993 年 2 月 8 日閣僚理事会規則（EEC）No 315/93[1]、特にその第 2 条(3)を考慮し、

一方：

(1) 欧州委員会規則(EU)2023/915[2]は、食品中の特定の汚染物質の最大許容濃度を定めていること。

(2) 炭化水素系ミネラルオイル（「MOH」）は、炭素原子 10 個から約 50 個を含む化学化合物であり、主に原油から得られるが、石炭、天然ガス、バイオマスからも合成的に生産される。MOH は、収穫や食品生産に使用される機械の潤滑油、離型剤や粉塵吸着剤などの加工助剤、食品添加物や飼料添加物、食品接触材料、環境汚染など、様々な経路で食品を汚染する可能性がある。MOH は、大きく分けて飽和炭化水素(MOSH)と芳香族炭化水素(MOAH)の 2 種類に分類されること。

(3) 2012 年欧州食品安全機関（EFSA）は食品中の炭化水素系ミネラルオイルに関する科学的意見書を採択した[3]。EFSA は、MOH に含まれる物質群の人体へありうる健康影響は大きく異なると結論付けた。MOAH は遺伝毒性発がん物質として作用する可能性があり、一部の MOSH は人体組織に蓄積し、肝臓に影響を及ぼす可能性がある。従って、食品からの MOSH 及び MOAH へのばく露は、潜在的な懸念事項となること。

(4) 食事摂取によるばく露の主要因である食品中の MOSH 及び MOAH の相対的な存在量をより良く理解するため、欧州委員会勧告 (EU) 2017/84[4]に基づき、加盟国は、食品事業者、食品接触材料の製造業者、加工業者、流通業者、その他の利害関係者の積極的な参加を得て、食品及び食品接触材料中の MOH の存在量のモニタリングを実施することが推奨された。更に、食品中に MOH が検出された場合は、汚染源を特定するための調査を実施し、食品中の MOH の発生を防止するため措置を講じることが推奨されたこと。

(5) 勧告 (EU) 2017/84 に基づいて収集された新たな発生データ及び新たな科学的情報を考慮し、当局は 2023 年 7 月 12 日食品中の MOSH に関する最新のリスク評価を採択したこと。[5]

(6) 当局は、MOSH は様々な臓器に蓄積する可能性があるものの、現在の MOSH の食事からの摂取量は、あらゆる年齢層の人々の健康に懸念を引き起こすものではないと結論付けた。MOAH に関しては、芳香環が 3 個以上の MOAH は遺伝毒性及び発がん性と関連する可能性があることと結論付けた。芳香環が 1 個及び 2 個の MOAH の影響に関する毒性学的情報が不足していること、及び食事中に芳香環が 3 個以上の MOAH が存在することから、総 MOAH へのばく露は人々の健康に対する潜在的なリスクとなる可能性があること。

(7) これに抛り、食品中の MOAH の最大許容濃度は、高いレベルの人々の健康保護を確保するために設定されるべきである。これらの最大許容濃度は、汚染源に関係なく適用されるべきであり、これは、原材料又は成分に元々存在していた汚染、或いは製造工程、輸送、包装の過程で発生した汚染に適用されることを意味する。これには、認可されているものの汚染された食品添加物及び食品接触材料の使用による食品の汚染も含まれること。

(8) MOAH による食品汚染の発生状況データ及び汚染源調査の結果、殆どの食品において、定量可能な濃度の MOAH の発生は防止できることが明らかになった。従って、「合理的に達成可能な限り低く」の原則に従い、可能な限り最大許容濃度を定量限界値に設定すべきである。但し、適正製造管理を実施しても定量限界値以下の濃度を達成できないことが実証されている食品については、定量限界値を超える最大許容濃度を設定すべきである。これらの食品については、食品事業者が汚染低減のための対策を継続的に特定し実施するよう促すため、最大許容濃度を更に引き下げるための明確な期限を設定すべきであること。

(9) インスタントティーやインスタントハーブティー以外の乾燥茶葉や乾燥ハーブティーから抽出飲料への MOAH の移行は限定的であることが研究で示されているため、食品の原料として使用される場合を除き、そうした乾燥茶葉や乾燥ハーブティーには最大レベルを

適用すべきではないこと。

(10) 規則 (EU) 2023/915 第 3 条(1)に従い、同規則附属書 I に定められた最大許容濃度は、適切な加工係数を考慮した上で、乾燥食品、希釈食品、加工食品及び複合食品にも適用される。MOAH の適用最大許容濃度を算出するために規則 (EU) 2023/915 第 3 条(1)を適用する場合、定量限界を下回る最大許容濃度が得られることがある。そのような場合、適用最大許容濃度は達成可能な定量限界まで引き上げるべきである。スパイス又は乾燥ハーブを用いたインスタントティー又はインスタントハーブティー以外の乾燥茶及び乾燥ハーブティーについては、当該茶又はハーブティーが食品の原料として使用される場合を除き、規則 (EU)2023/915 第 3 条に従って算出された最大許容濃度は適用されないこと。

(11) 本規則は、加工食品及び複合食品（最大許容濃度が設定されている原材料が使用されているもの）について、2030 年 1 月 1 日以降に適用される特定の最大許容濃度を定めるため、適用最大許容濃度を定量限界値まで引き上げる措置は、2029 年 12 月 31 日までだけに適用されるべきであること。

(12)規則 (EU) 2023/915 は、これに従って改正されるべきであること。

(13)食品事業者が本規則に定める最大許容濃度に適応できるよう、合理的な期間が設けられるべきであること。

(14) 本規則の対象となる食品の中には、賞味期限が長いもの、又は賞味期限が長い製品に加工できるものがあることを鑑み、最大許容濃度の適用日前に合法的に市場に出された食品については、最低賞味期限まで市場に出回することを認めるべきであること。

(15) 食品事業者が本規則に定める最大許容濃度に適応できるよう、合理的な期間が設けられるべきであること。

(16) 本規則に規定する措置は、植物動物食料飼料常任委員会の意見に合致するものであること。

次の規則を採択した：

第 1 条

規則 (EU) 2023/915 は、次のように改正される：

(1) 第 3 条に、次の項を追加する。

「4.2029年12月31日まで、芳香族炭化水素系ミネラルオイル（「MOAH」）について、本条に従って適用可能な最大許容濃度を計算する際には、次のルールが適用される：

a) 本条に従って計算された最大許容濃度が、脂肪／油分含有量が表示されている食品、又は脂肪／油分含有量が表示されていない食品については、所轄の官庁が決定した脂肪／油分含有量が4%未満である食品の定量限界値 0.50 mg/kg を下回る場合、最大許容濃度は 0.50 mg/kg に引き上げられる；

b) 本条に従って算出された最大許容濃度が、脂肪／油分含有量が表示されている食品、又は脂肪／油分含有量が表示されていない食品において所管の官庁が定める脂肪／油分含有量が4%から50%の間の食品の定量限界値 1.0 mg/kg を下回る場合、最大許容濃度は 1.0 mg/kg に引き上げられる；

c) 本条に従って算出された最大許容濃度が、脂肪／油分含有量が表示されている食品において定量限界値 2.0 mg/kg を下回る場合、又は脂肪／油分含有量が表示されていない食品において所管の官庁が定める脂肪／油分含有量が50%を超える食品の定量限界値 2.0 mg/kg を下回る場合、最大許容濃度は 2.0 mg/kg に引き上げられる。

5. インスタントティー又はインスタントハーブティー以外の茶及びハーブティーに含まれる MOAH については、当該茶またはハーブティーが食品の原料として使用される場合を除き、本条に従って最大許容濃度を算出しない。」；

(2) 第10条(1)は、次のとおり改正する：

(a) 冒頭の文言を次の文言に置き換える：

「(a)から(u)までの各号に定める日前に合法的に市場に出された食品は、最低保存期間日又は消費期限日まで市場に出回ることができる。」；

(b) 次の項目を追加する：

「(u)第55条定める芳香族炭化水素系ミネラルオイルの最大許容濃度については2027年1月1日まで。但し、第55節に特定の適用日が定められている場合はその日まで。」

(3) 附属書1は、本規則の附属書に従って改正する。

第2条

本規則は、欧州連合官報掲載日から20日後に発効する。

それは2027年1月1日から適用される。

ブリュッセルにて

欧州委員会を代表し 委員長 ウルズラ・フォン・デア・ライエン

「食品中の芳香族炭化水素系ミネラルオイルの最大許容濃度に関し規則 (EU) 2023/915 を改正する xxx 付欧州委員会規則 (EU) …/…附属書」

https://members.wto.org/crnattachments/2026/SPS/EEC/26_01382_01_e.pdf

附属書

附属書 I は、以下のとおり改正される：

(1) 第 5 節において：規則(EC) No 2023/915 附属書加工汚染物質に、サブセクション 5.5 芳香族炭化水素系ミネラルオイルを追加する。

5.5 芳香族炭化水素系ミネラルオイル (C ₁₀ 以上 C ₅₀ 以下)	最大許容濃度 (mg/kg)	備考
5.5.1 油糧種子及び油糧果実	2.0	
5.5.2 動物性(2)及び植物性油脂		
5.5.2.1 トウモロコシ油、菜種油、ヒマワリ油、大豆油及び亜麻仁油、並びに乳製品バター及び脂肪	2.0	
5.5.2.2 落花生油、ゴマ油、ココナッツ油及び穀類胚芽油	2027年1月1日から 6.0 2028年1月1日から 4.0 2030年1月1日から 2.0	
5.5.2.3 ブドウ種子油、綿実油、ブラックカラント種子油、アルガンオイル	2027年1月1日から 10.0 2028年1月1日から 5.0 2030年1月1日から 2.0	
5.5.2.4 オリーブ搾りかす油及び精製オリーブ搾りかす油(7)	2028年1月1日から 10.0	

	2029年1月1日から 5.0 2030年1月1日から 2.0	
5.5.2.5 魚油及びその他の海洋生物・藻類由来の油	2027年1月1日から 10.0 2030年1月1日から 5.0	
5.5.2.6 5.5.2.1、5.5.2.2、5.5.2.3、5.5.2.4、5.5.2.5に記載されているもの以外の油脂	2027年1月1日から 4.0 2028年1月1日から 2.0	このカテゴリにはココアバターが含まれる。(14) 精油及びオリーブ搾りかす油は、このカテゴリには含まれない。
5.5.2.7 5.5.2.1及び5.5.2.6に記載されている油脂から作られた製品、及び5.5.2.1及び5.5.2.6に記載されている油脂のみを含む、油脂含有量が50%を超える製品	2028年1月1日から 2.0	油脂製品とは、油脂を80%以上含有する製品を指す。 油脂含有量は、表示されている油脂含有量、又は表示がない場合、所轄の官庁が決定した油脂含有量を指す。
5.5.3 木の实	2.0	
5.5.4 豆類	0.50	
5.5.5 穀類及び穀類由来製品		穀類由来製品とは、穀類製品を80%以上含有する製品を指す。但し、カテゴリ5.5.2の最大許容濃度が適用される穀類由来油脂は除く。 ビール又は蒸留酒の製造に使用される穀類については、残りの穀類残渣が食品として市場に出回らない限り、最大許容濃度は適用されない。残存する穀物残渣が食品として市場に出回る場合、第3条(1)、(2)及び(4)を考慮した上で、最大許容濃度が適用される。 脂肪／油分含有量は、表示されている脂肪／油分含有量、又は表示がない場合は所轄官庁が決定した脂肪／油分含有量を指す。
5.5.5.1 穀物	0.50	
5.5.5.2 脂肪／油分含有量が	0.50	

4%未満の穀物由来製品		
5.5.5.3 脂肪／油分含有量が4%以上 50%以下の穀物由来製品	1.0	
5.5.6 牛乳(2)	0.50	
5.5.7 乳製品(2)で5.5.2.1に記載されているものを除く		脂肪／油分含有量は、表示されている脂肪／油分含有量、又は脂肪／油分含有量が表示されていない場合は所轄の官庁が測定した脂肪／油分含有量を指す。
5.5.7.1 脂肪/油分含有量4%未満の製品	0.50	
5.5.7.2 脂肪/油分含有量4%以上 50%以下の製品	1.0	
5.5.7.3 脂肪/油分含有量 50%を超える製品	2.0	
5.5.8 カカオ豆及びカカオ製品(14)		
5.5.8.1 カカオ豆	2030年1月1日から 2.0	
5.5.8.2 カカオマス	2.0	
5.5.8.3 ココアパウダー及び低脂肪ココアパウダー	1.0	
5.5.9 菓子類(*)、ココア及びチョコレート製品(14) (5.5.2.6、5.5.8.2及び5.5.8.3に記載されているものを除く)		脂肪/油分含有量は、表示されている脂肪/油分含有量、又は脂肪/油分含有量の表示がない場合は所轄の官庁が定めた脂肪/油分含有量とする。
5.5.9.1 脂肪/油分含有量4%未満の製品	0.50	
5.5.9.2 脂肪/油分含有量4%以上 50%以下の製品	1.0	
5.5.9.3 脂肪/油分含有量 50%を超える製品	2.0	
5.5.10 食品の原料として使用される香辛料、乾燥ハーブ、乾燥茶、乾燥ハーブティー、乾燥インスタントティー、乾燥インスタントハ	2027年1月1日から 10.0 2030年1月1日から 5.0	

ーブティー		
5.5.11 乳児用調製粉乳(3)、フォローアップミルク(3)、幼児用調製粉乳(4)、乳幼児向け特殊医療用食品(3)、ベビーフード(3)、乳幼児向け加工穀物ベース食品(3)、乳幼児向け飲料そのように表示されているもの。		脂肪/油分含有量は、表示されている脂肪/油分含有量、又は表示がない場合は所轄の官庁が決定した脂肪/油分含有量を指す。
5.5.11.1 脂肪/油分含有量が4%未満の製品	0.50	
5.5.11.2 脂肪/油分含有量が4%以上 50%以下の製品	1.0	
5.5.11.3 脂肪/油分含有量が50%を超える製品	2.0	
5.5.12 栄養補助食品	2027年1月1日から 10.0 2030年1月1日から 5.0	
5.5.13 食品添加物	—	この規則で最大許容濃度が定められている食品から製造される食品添加物については、原料として使用される食品は、この規則で定められた最大許容濃度を満たさなければならない。
5.5.14 カテゴリ 5.5.1、5.5.2、5.5.3、5.5.4、5.5.5、5.5.6、5.5.7、5.5.8、5.5.9、及び5.5.10に記載されている成分を含む加工食品及び複合食品。		脂肪/油分含有量は、表示されている脂肪/油分含有量、又は表示がない場合は所轄の官庁が決定した脂肪/油分含有量を指す。 茶及びハーブティーについては、これらの最大許容値は、インスタントティー、インスタントハーブティー、及び食品の原料として使用される茶及びハーブティーにのみ適用され、その他の茶及びハーブティーには適用されない。
5.5.14.1 脂肪/油分含有量 4%未満の製品	2030年1月1日より 0.50	
5.5.14.2 脂肪/油分含有量 4%以上 50%以下の製品	2030年1月1日より 1.0	

5.5.14.3 脂肪/油分含有量 50%を超える製品	2030年1月1日より 2.0	
--------------------------------	--------------------	--

(*) 食品添加物に関する 2008 年 12 月 16 日の欧州議会及び閣僚理事会規則 (EC) No 1333/2008 (官報 L 354、2008 年 12 月 31 日、16 ページ、ELI : <http://data.europa.eu/eli/reg/2008/1333/oj>) 附属書 II パート D 食品カテゴリ 05 に規定されているとおり。

(2) 脚注 1 のテキストは、次のテキストに置き換えられる。

「植物及び動物由来の食品及び飼料中の農薬の最大残留レベルに関する 2005 年 2 月 23 日欧州議会及び閣僚理事会規則 (EC) No 396/2005 (閣僚理事会指令 91/414/EEC を改正するもの) (官報 L 70、2005 年 3 月 16 日、1 ページ、ELI : <http://data.europa.eu/eli/reg/2005/396/oj>) 附属書 I に規定されている関連カテゴリに記載されている果物、木の実、野菜、穀物、豆類、油糧種子、油糧果実、茶、ハーブティー、カカオ豆及びスパイス。この規則の目的上、木の実類は果物の最大残留レベルの対象外である。」